

進路だより

札幌市立屯田北中学校

第 23 号

令和 8 年(2026 年)1 月 27 日

公立高等学校自己推薦入学者選抜について

公立高校の自己推薦選抜について情報をまとめました。以下の内容をご確認ください。

1. 2 月 10 日(火) 面接等について

①会場の中に入つての下見は実施されません。

敷地内には入れませんが経路確認のため高校前まで行くことは認められています。

②当日の面接時間は各高校から指定されていますので確認をお願いいたします。

③持ち物や当日の注意事項などは受検票や受検票と一緒に配付された注意事項のプリント、各高校のHP、HP 上にアップロードされている入学者選抜要項などを確認ください。

ただし、高校によっては上記の資料がない場合もあります。

④基本的な持ち物は以下の通りになります。

・受検票、筆記用具、交通費、上履きや靴袋(必要に応じて)

・計算機、携帯電話、ウェアラブル端末等の持ち込みは認められていません。

⑤面接等が終了後は、帰宅をすることになります。中学校に登校する必要はありません。

⑥面接当日に遅刻などのトラブルが発生した場合は中学校(775-5111)に連絡をお願いいたします。

⑦特別な事情があり、面接等をうけることが困難な状況が起こった場合は、中学校へ連絡をお願いいたします。

2. 合格通知は2 月 18 日(水)までに中学校に届きます。

①合格通知が届いた日の放課後に、担任から生徒へお伝えします。また、保護者への電話連絡もいたします。

②合格通知と同時に合格内定の場合は「入学確約書」、内定とならなかった場合は「再出願願」と「記入例」をお渡しします。資料の作成をお願いいたします。

3. 合格内定の場合

①2 月 19 日(木)の朝学活までに「入学確約書」を担任に提出していただきます。

②回収した入学確約書を高校へ送付する必要がありますので、提出期限を遅らせるることは一切できかねます。

ご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

※万が一、合格を辞退する場合は「入学辞退届」を担任から受け取ります。

「入学辞退届」を担任に提出していただきます。

「入学辞退届」を中学校にご提出いただいたら速やかに、中学校から高校へ入学辞退の電話連絡をさせていただきます。そのため、「入学辞退届」の提出後の取り消しを行うことはできかねますので、ご確認をお願いいたします。

4. 合格内定とならなかった場合

①推薦出願した課程や学科と関わりなく、再出願を行うことができます。

ただし、面接等を欠席した者及び合格内定後入学確認書を提出しなかった者の再出願は認められません。

※有朋高校への再出願は、有朋高校自己推薦を受検した者のみしかすることはできません。

②推薦出願先の高校での受付日と時間

2月19日(木)、2月20日(金)、2月24日(火)の3日間となります。

9:00～16:30が受付時間となります。ただし、2月24日は9:00～16:00となります。

③再出願の手続きの大枠

※以下の内容は大枠であり、実際の手続きは、この他にもたくさんの事務作業が必要になります。

※詳しい事務作業の内容は、別紙「再出願手続きについて」をご確認ください。

(1) 2月19日(木)の朝学活までに「再出願願」を担任に提出していただきます。

「再出願願」は記入例をご覧になりながら正確に作成することをよろしくお願ひいたします。

提出いただいた「再出願願」にミスがあった場合、訂正印による資料の訂正が必要になります。

(2) 再出願先が同じ場合は手続き完了となります。

ただし、以下のA,B,Cの場合は(3)からの手続きが必要となります。

A. 再出願先を変更する場合

B. 2月19日(木)の朝学活までに提出ができなかった場合

C. 2月19日(木)の朝学活までに提出ができたとしても、ミスがあり訂正が必要な場合

(3) 「再出願願」の準備ができ次第、担任から保護者の方に、電話連絡をさせていただきます。

保護者の方に中学校に来校していただき手続きに必要な書類の受取をお願いいたします。

(4) 中学校から資料をお受け取りになられましたら、推薦出願先の高校に、保護者の方に手続きに行っていただきます。ご理解とご協力を願いいたします。

(5) 推薦出願先の高校から「再出願承認書」が発行されます。

お受け取りになられた「再出願承認書」を中学校の担任に提出していただき、手続きが完了となります。

(6) 「道立→市立」「市立→道立」の場合はさらに以下の手続きが必要となります。

・再出願先高校へ保護者の方に手続きに行っていただきます。

・「再出願承認書」と「新しい願書」を再出願先高校へ2月27日(金)必着で提出し手続き完了となります。

※万が一、再出願をしない場合は「再出願辞退届」を担任から受け取ります。

「再出願辞退届」を担任に提出していただきます。

「再出願辞退届」を中学校にご提出いただいたら速やかに、中学校から高校へ再出願辞退の電話連絡をさせていただきます。そのため、「再出願辞退届」の提出後の取り消しを行うことはできかねますので、ご確認をお願いいたします。

以上です

再出願手続きについて

再出願の中学校への提出締め切りは2月19日(木)の朝学活までです。



再出願願は合格通知時に配付します。

別記様式6（日本産業規格A4縦型）

(札幌市立屯田北中学校長経由)

入 学 確 約 書

令和8年2月18日

高等学校長 様

出願者署名

保護者等署名

このたび、令和8年度（2026年度）道立高等学校推薦入学者選抜において、貴校
制の課程の 科の合格者に内定した旨通知を
受けました。

については、貴校に入学することを、ここに確約します。

- (注) 1 中学校に在学している者は、（中学校長経由）に中学校名を記入し、中
学校長経由で提出すること。
2 保護者等署名の欄は、出願者が成人に達しているときは記入を要しないこと。
3 中学校には、義務教育学校の後期課程を含むものとすること。
4 「出願者署名」及び「保護者等署名」の欄以外についてはパソコンにより入力し、
印刷してもよい。

再 出 願 願

令和8年2月18日

高等学校長様

ふりがな
出願者署名

保護者等署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により再出願したいので、承認してください。

記

事項	再出願先			推薦入学出願先	
高等學校	高等学校			高等学校	
課程	全日制の課程			全日制の課程	
学科	第1志望	科	第1志望	第2志望	
	第2志望	科			
	第3志望	科		科	科
住所	出願者				
	保護者等	出願者に同じ			
全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分	1 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 8 (札幌市)立高等学校通学区域規則による就学				

上記の願い出があったので、提出します。

札幌市立屯田北中学校

中学校長名 山口 貴治

印

高校名は正式名称で記入する

すべて黒ペンで記入 再出願願

令和8年2月18日

推薦入学出願先の高校名 高等学校長様

市立札幌新川

北海道札幌北陵 のように記入

ふりがな
出願者署名
保護者等署名

出願者のみふりがな
出願者と保護者
それぞれが署名

私は、貴高等学校に出願しましたが、次により再出願したいので、承認してください。

記

事項	再出願先			推薦入学出願先		
高等学校				高等学校		
課程	全日制の課程			全日制の課程		
学科	第1志望	科	第1志望	科	第2志望	科
	第2志望	科		科		科
	第3志望	科		科		科
住所	出願者	第2志望、第3志望は ・志望しない場合は右下がりの斜線をひく ・学科が一つしかない学校も右下がりの斜線をひく				
	保護者等	出願者に同じ				
全日制の課程の普通教育を主とする学科へ就学するときの区分	<p>① 通学区域規則第2条による就学 2 通学区域規則第3条第1号による就学 3 通学区域規則第3条第2号による就学 4 通学区域規則第3条第3号による就学 5 通学区域規則第4条第1項第1号による就学 6 通学区域規則第4条第1項第2号による就学 7 通学区域規則第4条第1項第3号による就学 8 (札幌市) 立高等学校通学区域規則による就学</p>					

上記の願い出があったので、提出します。

再出願先の高校が全日制普通科の場合のみ○をつける

「1」は石狩学区の高校の場合

「2」は石狩学区以外の高校の場合

「4」は石狩学区以外の高校で募集人員が120人以下の場合

「8」は札幌市立の高校の場合

札幌市立屯田北中学校

中学校長名 山口 貴治

印